

## 11・A2【訪問介護（出張所も含む）・介護予防訪問サービス（出張所も含む）】添付書類一覧

※該当加算を確認ください。

（算定する場合に添付が必要な書類。下記に記載のない届出項目は添付書類不要）

届出項目	添付書類
中山間地域等における小規模事業所加算	・小規模事業所計算表（別紙A-2）
定期巡回・随時対応サービスに関する状況	〈定期巡回の指定を受けている〉〈定期巡回の整備計画がある〉 ・定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書（別紙8）
特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅳ）	・特定事業所加算Ⅰ～Ⅳに係る届出書（訪問介護事業所）（別紙9） ・要件を満たすことを証する書類 ・「特定事業所加算Ⅰ・Ⅲ」については、「重度要介護者等対応要件の割合に関する計算書（特定事業所加算（Ⅰ）・（Ⅲ））」（別紙9-3）
特定事業所加算（Ⅴ）	・特定事業所加算Ⅴに係る届出書（訪問介護事業所）（別紙9-2） ・要件を満たすことを証する書類
認知症専門ケア加算	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7）又はこれに準ずる書面 ・「認知症介護実践リーダー研修」又は「認知症介護指導者研修」の修了証書の写し ・認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙12）
同一建物減算	・訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書（別紙10） ※「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供（利用者50人以上）」に該当する場合は除く
口腔連携強化加算	・口腔連携強化加算に関する届出書（別紙11）
介護職員等処遇改善加算	・介護職員等処遇改善計画書
割引	・指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について（別紙5）

注1 一体的に運営がされている居宅サービス等に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要。

注2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7）又はこれに準ずる書面の提出が必要な加算項目が複数ある場合は、1枚の書面に全ての要件を記載することで足りるものとする。

注3 当該サービスについて「社会福祉法人軽減事業」を開始する場合は、別途「社会福祉法人等による利用者負担軽減申出書」を提出すること。

注4 「施設等の区分」については、一の事業所で連携型及び一体型の事業をいずれも実施する場合は、双方を選択すること。

注5 「特別地域加算」及び「中山間地域における小規模事業所加算（地域に関する状況）」については、事業所の所在する地域が「特別地域加算」、「中山間地域等の小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」に係る対象地区（別紙A-1）」に従って選択すること。

注6 中山間地域等における小規模事業所加算は、地域に関する状況と規模に関する状況の両方の要件に該当しなければ算定することができません。